

司法書士による「成年後見相談会」の開催のお知らせ

(公社)成年後見センター・リーガルサポート岐阜県支部では、成年後見制度の普及と高齢者の権利保護を図るため、司法書士による「成年後見相談会」を開催します。

司法書士による「高齢者・障害者のための成年後見相談会」

日 時：3月1日(土) 13時30分～16時10分

(要予約・先着順 [12枠])

予約受付 2月12日(水)～26日(水)

場 所：岐阜市藪田南五丁目14番53号 OKBふれあい会館4階
401、403、404、405 小会議室

相談例：ひとり暮らしの今後が不安。知的障害を持つ子どもの将来が心配。
遺産分割協議をしたいけど相続人の一人が認知症でできない。
年金が母のために使われていないみたい…どうしよう。

費 用：無料

問 申 (公社)成年後見センター・リーガルサポート
岐阜県支部(岐阜県司法書士会事務局内) ☎058-259-7118

毎年2月は「相続登記はお済みですか月間」です

岐阜県司法書士会では、毎年2月の1カ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、下記のとおり無料相談を実施いたします。相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスをいたします。

名 称：「相続登記はお済みですか月間」相続に関する無料相談

相 談 料：無料

期間および場所：2月1日(土)～28日(金)

県内すべての司法書士事務所(各事務所の執務時間内)

相 談 例：土地の名義が先々代のままです。

パートナーに全財産を相続させたいのですが…

相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。

相続登記とは、相続した不動産の所有者が亡くなったとき、亡くなった人から相続人に名義を変更することをいいます。令和6年4月1日に施行した改正不動産登記法では相続登記の申請が義務付けられました。相続登記は、相続の発生を知った日から3年以内に申請する必要がありますが、相続の発生が令和6年4月1日より前の場合は、令和9年3月末日までに登記申請をすることが必要です。直ちに遺産分割や相続登記の申請をすることが難しい場合などには、相続人申告登記をすることができません。

問 岐阜県司法書士会 事務局 ☎058-246-1568
FAX 058-245-2327
HP: <https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp>

裁判所からのお知らせ

家庭裁判所調査官について

家庭裁判所は少年非行や家庭に関する紛争を扱います。非行少年の立ち直りや家庭の問題解決のためには、少年や家族それぞれの心理や人間関係、環境などを十分に考慮する必要があります。そこで、行動科学の専門的な知識や技法を持った家庭裁判所調査官(家裁調査官)が重要な役割を果たしています。

家裁調査官は、少年事件では非行を起こした少年や保護者と会い、家庭や学校を訪問することで、様々な視点から情報を集め、非行の原因や立ち直りの方法を考え、裁判官に報告するとともに教育的な働きかけを行います。家事事件では、子どもをめぐる争いの中にいる人や子どもと会い、子どもの幸せを最優先にした解決の方法を考え、裁判官に報告するとともに両親にも子どもの思いを伝えて助言するなど、家族関係の再構築に向けて取り組みます。

家裁調査官になるには…

裁判所職員採用総合職試験(家庭裁判所調査官補)に合格

→約2年間の研修 →家裁調査官に任命

家裁調査官に興味がある人はぜひ

裁判所ウェブサイト(採用情報) <https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>
をご覧ください。



問 岐阜地方裁判所事務局 総務課 ☎058-262-5122